

第 8 期川崎市子どもの権利委員会
ヒアリング調査
報告書

令和 6（2024）年 5 月

第 8 期川崎市子どもの権利委員会

目次

I	調査概要	1
II	ヒアリング調査の結果	3
1	家庭等で困難な状況にある高校生	3
2	外国につながりのある子をもつ保護者	5
3	不登校の子ども	7
4	学校に通っている子ども	9
5	未就学児の子をもつ保護者	11
6	障がいのある子どものその保護者	13
7	保護された子ども	15
III	ヒアリング調査の分析	18
1	子どもや保護者は相談をどのように捉えているのか	18
2	相談を通じて生じたこと、感じたこと	19
3	相談に対して望むこと	20
4	ヒアリング先の特徴に即した相談の課題	22
IV	アンケート調査結果の分析	23
1	困ったり悩んだりしたとき、誰かに相談したいと思うか	23
2	困ったり悩んだりしたとき、相談・救済機関に相談したいと思うか	26
3	どのようなところなら、相談したいと思うか	31
	第8期川崎市子どもの権利委員会 委員名簿	35

第8期川崎市子どもの権利委員会ヒアリング調査報告書

I 調査概要

1 調査の目的

川崎市子どもの権利委員会では、令和4（2022）年12月27日に川崎市長から「子どもの相談及び救済機関の利用促進」について諮問を受けた。川崎市子どもの権利に関する条例第38条第2項の規定に基づき、検証を行うにあたり、子ども個人や相談機関・救済機関の課題のみならず、より広い文脈から課題を捉える必要があるとの問題認識に基づき、川崎市が令和4（2022）年7月に実施したアンケート調査（※1）の結果を踏まえ、ヒアリング対象について検討した。

そして、定時制高校に通う生徒、外国人子育てサロンに参加している乳幼児を持つ保護者、不登校支援事業を利用する子ども、子ども会議に参加する子ども、未就学の子どもを持つ保護者、障がいのある子どもとその保護者、一時保護所に入所している子どもを対象として選定し、ヒアリング調査を実施した。今後は、関係機関や団体との対話調査を実施し、諮問に対して審議を進め、令和6年（2024年）12月頃（予定）に答申をまとめる。

また、当報告書は実際にヒアリングへ行った各委員が見聞きした内容や各委員の所見をそのまま記載している。

※1：川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査（10～12歳700人、13～15歳700人、16～17歳700人、18歳以上900人を住民基本台帳から無作為抽出によるアンケート調査）

2 調査の設計

（1）調査対象

主に11歳から17歳までの次の子どものうち調査に協力してくれる者及び、乳幼児や障がいのある子を持つ保護者

- ア 家庭等で困難な状況にある高校生
- イ 外国につながる子を持つ保護者
- ウ 不登校の子ども
- エ 学校に通っている子ども
- オ 未就学の子を持つ保護者
- カ 障がいのある子どもとその保護者
- キ 保護された子ども

※ 詳細は次ページ＜別表＞、各対象別に掲載

（2）調査期間 令和5（2023）年7～8月

（3）調査方法

- ア ヒアリングは川崎市子どもの権利委員会委員のうち1人以上が、20分程度の聴き取りを行う。
- イ 施設の職員又は保護者は、原則として立ち会わない。（介助者等は除く）

- ウ 対象となる子どもには、事前において文の配布や、直前のオリエンテーション等を行い、子どもにも理解できるように配慮する。
- エ ヒアリング時の呼出しや記録等は、子ども個人が特定できないように、実名等での取扱いを行わない。

(4) 主なヒアリング項目

- ア 子どもの権利条例を知っているか
- イ 日頃、おとなは子どもの権利を意識して関わっていると思うか
- ウ 今まで、困ったり悩んだりしたときに、誰か(どこか)に相談したことはあるか
- 「ある」と回答した場合
- ・ 誰(どこ)に相談したか
 - ・ 相談内容
 - ・ 相談した感想
- 「ない」と回答した場合
- ・ 相談しなかった理由
 - ・ 身近な相談先
- エ 相談時に望むこと(相談相手、相談場所、相談機関、相談方法等) など
- 以上の共通項目の他、対象ごとの個別項目を設けている。詳細は、次ページ以降、各対象別に掲載している。

< 別 表 >

	対象区分	施設区分	対象者数
1	家庭等で困難な状況にある高校生	市立高校定時制 居場所カフェ	4 人
2	外国につながるのある子をもつ保護者	外国人の子育てひろば	4 人
3	不登校の子ども	ゆうゆう広場	3 人
4	学校に通っている子ども	川崎市子ども会議	3 人
5	未就学の子をもつ保護者	地域子育て支援センター	4 人
6	障害のある子ども(保護者)	市立支援学校	2 人
7	保護された子ども	一時保護所	2 人
	合計		22 人

Ⅱ ヒアリング調査の結果

1 家庭等で困難な状況にある高校生

実施期間：令和5（2023）年7月

実施場所：市立高校定時制 居場所カフェ

実施対象：4人（高校生）

調査方法：個別面談で実施。1人20～30分の聴き取り

市立高校定時制は4校あり、令和5（2023）年度は468人¹（令和5（2023）年5月1日現在）が在籍している。定時制に通う生徒が気軽に立ち寄れるカフェ形式の居場所を設置し、公募により運営団体を選定している。学習サポートや相談等の対応をすることで、登校することの意欲を高め、退学の未然防止につなげたり、身近な相談の場にもなっている。

今回は居場所カフェにてヒアリング調査を個別の聞き取りにて実施した。これにより家庭等で困難な状況にある子どもの相談・救済機関への意識が確認できた。

（1）子どもの権利条例の認知度

4人中3人がパンフレット等を見たことがあるとの回答だった。小学校や中学校でパンフレット配布があったことを覚えていたが、先生からの説明があったと答えたのは1人だけだった。

（2）おとなは子どもの権利を意識して関わっていると思うか

そう思わない。先生や親は子どもの権利について知っていると思わないとの回答だった。

（3）今まで困った時に誰か（どこか）に相談したことがある場合

ア 誰（どこ）に相談したか

スクールカウンセラー、カウンセリング、児童相談所に相談した経験があるという回答と、親、友だち、居場所カフェのスタッフ、学校の先生に相談した経験があるという回答があった。その一方で親には相談しないし、できないという回答もあった。

イ 相談内容

不登校のことを相談したり、家庭での問題などを、スクールカウンセラーや病院のカウンセラーに相談したという回答があった。

友だちには相談というより、話を聴いてもらう感じで、共感してもらえる安心感を求めていると回答だった。

ウ 相談した感想

コロナ禍で対面相談することが制限されることもあり、相談したいタイミングで相談できない

¹ 川崎市教育委員会「令和5年度市立学校統計調査結果（速報値）」より

こともあった。悩みを相談しても「そういうことを考えなければいい」と言われ、なんの解決にもならないことがあった。小学生の時の友だちとのトラブルで納得いかない出来事があったが、何度も先生と話し合うことで理解してもらったので、その後も先生に話しやすかったなどの回答があった。

(4) 相談時に望むこと

話したいと思った時に気軽に行ける場所なら行きやすい。電話より直接会って話したい。

(5) その他

ア 相談カードについて

学校で相談カードが配られ、後々必要になるかもしれないと筆箱やカバンの中に入れておいたと回答があった。その一方ですぐに捨ててしまうという回答もあった。相談カードが配られても、自分の悩みに対してどこに電話すればいいのか分かりにくいと回答があった

イ アンケート調査では、子どもの年代が上がると相談したくない子どもが増えているがその理由をどのように考えているか

小学生は電話する勇気が必要で、電話代がかかるかもなど心配している。中学生になると、友だちや知り合いも増えて相談する人も増えてたり、相談することが面倒になることもある。高校生になると、自分で解決することもできるようになり、相談できる人も周りに増えてくるとの回答だった。

(6) 川崎市子どもの権利委員会による所見

ヒアリングに協力してくれた高校生は、居場所カフェのスタッフや友だちがいて、日常的に話や、相談することができているようだった。そのため、中高生が気軽に話ができる居場所づくりの必要性を感じた。

また、教員やスタッフが「寄り添う」技術の向上に努める必要もある。

2 外国につながるのある子をもつ保護者

実施期間：令和5（2023）年7月

実施場所：多摩区外国人の子育てひろば 多摩市民館

実施対象：3人（文化的背景／台湾・イングランド・フィリピン）

調査方法：個別面談で実施（通訳あり）。1人20～30分の聴き取り

本市の外国人住民人口は、令和5（2023）年9月末日現在、50,110人²となっており、18歳未満に限ってみると、外国人住民人口は5,361人²、当該年齢人口（令和5年9月現在220,674人³）の2.42%を占めている。

令和元（2019）年9月末日現在の外国人住民人口44,911人²と比べると、コロナ禍の令和2～4（2020～2022）年は増加が鈍化したものの、令和5（2023）年9月末日現在では50,110人と増加傾向である。

今回は多摩区で実施している、外国人の子育てひろばにて、外国につながるのある子育て家庭を対象に調査した。多摩市民館の子育て支援啓発事業として実施し、その運営は市民館に所属する保育ボランティアと協力している。

（1）子どもの権利条例の認知度

ヒアリングした親は、子どもの権利条例については知らなかったという回答だった。

（2）今まで困った時に誰か（どこか）に相談したことがある場合

パートナーや同じルーツの友人に相談するという回答が多くあった。また子育て広場で相談することも多いと回答があった。

（3）どのような機関（人）なら相談しやすいか

かしこまった雰囲気のある場所よりは、子育て広場のような明るい雰囲気のある場所のほうが話しやすいと回答があった。

（4）その他

病気やコロナの時に誰に相談したらいいかわからなかった。病院に相談したいときも、日本語のみの対応の場合はパートナーなどに頼らなければいけないし、英語対応などが可能な場合でも、スタッフの一部だけの場合があり、そのスタッフが休みの場合は翻訳アプリなどを頼るしかないこともあったとの回答があった。

子育てに関して、親だけでなく祖父母や地域が協力的であることについて、文化の違いがあるなどの回答もあった。公共サービスの翻訳サイトは見づらいものも多く、ほしい情報にたどりつけなかったり、正しくない翻訳の場合が多い。また公共サービス窓口や相談機関では多国語対応が不十

² 川崎市「管区別年齢別人口統計（外国人住民）」より

³ 川崎市「町丁別年齢別人口統計」より

分のため、相談機関を利用することがないとの回答があった。

(5) 川崎市子どもの権利委員会による所見

現在、外国人子育て広場の実施は多摩区のみだが、気軽に情報交換や相談できる場所は各区に必要だと考える。

翻訳アプリ等を利用すれば、概ね意思疎通は可能ではあるが、翻訳が正しくない場合もあり、翻訳アプリでの対応には限界がある。子育ての制度や病気など、専門性のある相談等には翻訳ができる人材の確保が必要である。

3 不登校の子ども

実施期間：令和 5 (2023) 年 7 月

実施場所：市内のゆうゆう広場

実施対象：3 人（小学生 1 人、中学生 2 人）

調査方法：個別面談で実施。1 人 20～25 分の聴き取り。冒頭のみ施設職員が同席

ゆうゆう広場は、教育委員会の事業として、川崎市内に住む小中学生、または川崎市内の学校に通う小中学生で、心理的な理由や様々な事業で不登校の状況になっている子どもたちを対象にし、小集団による体験活動や学習活動等を通して、状態の改善を図る施設で市内に 6 か所ある。令和 5 (2023) 年 10 月末現在、167 人の子どもが登録・利用している⁴。

令和 4 (2022) 年度の川崎市における不登校の小学生は 1,144 人、中学生は 1,672 人⁵だった。年々増加する傾向にあり、ゆうゆう広場のような、学校以外の育ち・学ぶ場所の必要性がより強くなっている。

ヒアリングは、個別に聞き取りを行い、ゆっくりとやさしい言葉で説明し、無理に言葉を引き出さないようにするなど、子どもの状況に配慮して行った。これにより、不登校の子どもの置かれている状況の一端がうかがえた。

(1) 子どもの権利条例の認知度

学校でリーフレットの配布があり、2 人が見たことがあると回答し、もう 1 人は市外の学校に通っているため、リーフレットはもらったことがなく、人権についても公民の授業の時に勉強したが、抽象的であり理解できなかったと回答した。

(2) おとなは日頃から子どもの権利を意識して子どもに関わっていると感じるか

概ねそう思うと回答した子どももいたが、子どもとおとなで態度を変える先生がいて尊敬できないという回答もあった。また、こども文化センターの庭がボール遊び禁止だったが、職員に交渉して、やわらかいボールならいいということになった。しかし、ボールが柔らかすぎで遊んでも面白くなくて、子どものための施設なのに残念な気持ちになったという回答があった。

(3) 今まで困った時に誰か（どこか）に相談したことがある場合

LINE 相談は登録していたことがあるが、利用はしていなかった。話す内容にもよるが、親に話をしたり、ゆうゆう広場のスタッフ、友だちに話を聞いてもらう。病気などのことは病院の先生に相談するとの回答だった。

⁴ 川崎市教育委員会教育相談センターより

⁵ 川崎市教育委員会「令和 4 年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果」より

(4) どのような相談機関なら相談したいと思うか

電話よりチャット形式のほうが話しやすく、LINE はとても便利なので、悩みの解決につながるなら相談したいとの回答があった。

(5) 川崎市子どもの権利委員会による所見

今回ヒアリングに協力してくれた子どもは、身近にいる家族や友だちにある程度話を聞いてもらえている。おとなに相談する際は「解決するかどうか」を重要視しているが、一方的におとなが押し付けた解決策だけではなく、自分も納得して決めることが「解決」と判断しているように感じた。

相談機関についての情報が十分に子どもに届いていないため、情報提供のための工夫が必要である。また、時代のニーズに即して、チャットで相談できるなどのツールの見直しや拡充も必要だと考える。

4 学校に通っている子ども

実施期間：令和 5（2023）年 7 月

実施場所：子ども夢パーク 多目的ホール

実施対象：3 人（小学生 1 人、中学生 1 人、高校生世代 1 人）

調査方法：個別で実施。各 20～30 分の聴き取り

川崎市には令和 5（2023）年 9 月末現在 220,674 人⁶の 18 歳未満の子どもが暮らしている。市外から川崎市内の学校に通う子どももいる。

学校・地域・家庭で子どもが困ったり悩んだりしたときに、誰に相談できるのか、どのような相談・救済機関なら相談しやすいかなどを伺った。

ヒアリングに関しては、個別に聴き取りを行った。川崎市子ども会議に参加する 3 人のみという限定的な調査のため川崎市全体の状況とは言えないが、ヒアリングで得られた意見から、子どもの置かれている状況の一端がうかがえた。

（1）子どもの権利条例の認知度

子どもの権利条例については全員知っていた。

（2）おとなは日頃から子どもの権利を意識して子どもに関わっていると感じるか

子どもの権利について意識して関わっているおとなもいれば、そうでないおとなもいる。また、子どもの権利について知らないけど、やっていることはそれとつながっていることもある。特に学校では、「先生と子どもとの上下関係」を感じたりすることもあるが、子どもからみても「先生に権利について意識する余裕がないのではないか」などの回答があった。

（3）知っている相談機関について

学校で配付される相談カードなどを通して、スクールカウンセラー、児童相談所、民生委員、24 時間子供 SOS 電話相談、川崎いのちの電話、かわさきチャイルドライン、児童虐待防止センター、人権オンブズパーソンを知っているとの回答だった。

（4）今まで困った時に誰か（どこか）に相談したことがあるか

スクールカウンセラーといのちの電話については、利用したことがあるとの回答だった。また、親や先生、友だちや近所のおとなに相談しているとの回答もあった。

⁶ 川崎市「町丁別年齢別人口統計」より

(5) 相談機関を利用しにくい理由について

スクールカウンセラーは予約が取りにくい。大事なことじゃないと相談しようと思わない。おとなが忙しそうで話しかけづらい。自由に使える電話がないのでかけられない。友だちが悩んでいることで誰かに相談したいと思ったことがあるが、本人に無断で相談はできないなどの回答があった。また、成長に応じて「自分で解決しなければ」という気持ちも大きくなってくるとの回答もあった。

(6) どのような相談機関（人）なら相談したいと思うか

子ども同士のほうが話しやすいこともあるので、子ども同士で話せる場があるといい。「相談してね」と声掛けやカードに書くよりも、「話を聞いてあげるよ・聞かせてね」のほうが、気軽なイメージで話しやすいように感じる。自由に使える相談ツールなど、いろんなバリエーションがあるといいとの回答があった。また、どのようなことを相談していいのか、参考になるような例があると分かりやすいとの回答もあった。

(7) 川崎市子どもの権利委員会による所見

今回のヒアリングをとおして、子どもが悩んでいることについて「自分で解決しなくてはい」という気持ちや、恥ずかしい・知られたくない、大問題になる、迷惑かけるなどと感じてしまう子どもがいることが分かった。相談内容の参考になるような例があるといいと、子どもからの回答にもあったが、内容を含め相談すると、どう解決につながるのか、どう変わって行くかなどの、相談後の経過の例についても知らせることにより、利用が促進できるのではないかと考える。

また、子どもが自分の気持ちを話すことや、相談すること、支援を受けることは、子どもの権利であることへの理解を深める必要があると考える。

さらに、子どもから意見のあった「子ども同士の相談活動」を活かす方法はないか、検討をする必要もあると考える。

5 未就学の子どもをもつ保護者

実施期間：令和5（2023）年7月

実施場所：地域子育て支援センター

実施対象：4人（0歳～1歳児の親）

調査方法：個別面談で実施。1人20～30分の聴き取り

市内の6歳未満の人口は69,175人⁷（令和4（2022）年度9月末在）で、令和元（2019）年9月末現在の80,360人⁷と比べると1万人以上も減っている。

就学前の子どもと親と一緒に遊び、過ごす場所として、市内53か所に地域子育て支援センターが設置されているが、今回は地域子育て支援センター1か所の協力を得て、未就学の子どもを持つ保護者へのヒアリング調査を実施した。

乳幼児の子どもと一緒に場所で個別に聴き取りを行ったため、集中することが難しい状況ではあったが、乳幼児をとりまく状況や、親の相談・救済機関の利用についての考えの一端をうかがうことができた。

（1）子どもの権利条例の認知度

今回ヒアリングした4人のうち、1人が「聞いたことがある」と回答し、そのほかの3人は「知らない」との回答だった。

子どもの権利について、「当たり前なのに条例にしなくてはいけない時代なのか」との疑問もあった。

（2）子どもの権利を意識して子どもに関わっているか

概ね「そう思う」との回答だった。一人の人間として大切に、おとなの思いと違うときでも、子どもの気持ちを尊重できるように心がけているなどと回答があった。

（3）知っている相談機関について

児童相談所・虐待防止センター・24時間SOS電話・民生委員・スクールカウンセラー・電話相談ホットライン・総合教育センター・いのちの電話・地域見守り支援センターなど、母子手帳や乳幼児健診時等のお手紙などで知ることもあるとの回答だった。

（4）今まで困った時に誰か（どこか）に相談したことがあるか

先輩が近くに住んでいて、出身地も同じで、子育ての先輩でもあるので、よく相談する。子どもの病気については、医師につながる電話相談を利用した。また、パートナーや親、地域子育て支援センターのスタッフ、地域みまもり支援センターの職員など、身近な人や地域で相談できる場所や人がいるとの回答だった。

子どもの成長について不安があった時も、定期的に保健師から電話や訪問があり、必要に応じ

⁷ 川崎市「町丁別年齢別人口統計」より

て栄養士も一緒に来てくれて相談ができた。また、病気については専門医のいる病院などのアドバイスもしてくれたなどとの回答があった。

(5) どのような相談機関（人）なら相談したいと思うか

区役所などの比較的近くにあって、子育てについてなど気軽に相談できる場所という回答や、1対1の相談というより、複数人の同じ子育て家庭などと一緒に、話をしたり聞けたりする場所があるといいとの回答があった。

(6) 川崎市子どもの権利委員会による所見

特定の人だけの意見やアドバイスではなく、複数の人の意見を聞ける場所として、同じ境遇の人が複数人で集まって、気軽に話せる場所を求めていることが分かった。また、結婚や出産等を機会に川崎に転居してきた親は、比較的小さいうちは地域にネットワークがなく、地域の情報にたどり着けないということも分かった。コロナ禍の影響で、地域子育て支援センターによっては予約制になったり、親子同士が交流する機会が減るなどして、親子が地域でネットワークを作りにくい状況にあるようだ。一方で地域子育て支援センターなどの各地域での取り組みは、就学前の子育て世代にとって、地域のネットワークにつながりやすい場でもあるため、今後により利用しやすく、子育てに関わるちょっとした悩みでも相談しやすい場となるのではないかと考える。

また、赤ちゃん訪問を担当する職員が、地域や区役所等で実施している事業などを積極的に紹介したり、気軽に相談できる機関についても説明をするなどの工夫が必要であると考ええる。

6 障がいのある子どもとその保護者

実施期間：令和 5（2023）年 7 月

実施場所：市立支援学校

実施対象：子ども 1 人 保護者 1 人

調査方法：親子同席の面談で実施。20～30 分の聴き取り

川崎市には市立の支援学校が 4 校あり、618 人⁸の児童・生徒が通っている。

個別の支援を必要とする子どもが、困ったり悩んだりしたときに、日常的にどのように相談しているか、相談・救済機関の利用状況などの実態を把握するために調査した。

ヒアリング調査は、親子同席の聴き取りも行った。1 組の親子のみという限定的な調査のため川崎市全体の状況とは言えないが、ヒアリングで得られた意見から、障がいのある子どもやその保護者の置かれている状況の一端がうかがえた。

（1）子どもの権利条例の認知度

子ども、保護者ともに知らなかったと回答した。

（2）おとなは日頃から子どもの権利を意識して子どもに関わっていると感じるか

子どもからは、子どもの権利についてよくわからないので、そう思わないとのことだった。また、保護者からは、子どもの権利がどのように実生活と結びつくかの実感がわからないとの回答があった。

（3）知っている相談機関について

子どもからは、相談カードについては、学校で配られたことを覚えているが、内容についての説明などはなかったとの回答があった。保護者からは総合教育センターは知っているとの回答があった。

（4）今まで困った時に誰か（どこか）に相談したことがあるか

子どもからは、困ったことがあった時は、家族や学校の先生に相談しているとの回答があった。また、保護者からは、小学校入学時に総合教育センターに相談したが、予約を取るのに時間がかかるなど面倒な経験をしたため、その後は利用していないとの回答があった。

（5）どのような相談機関（人）なら相談したいと思うか

子どもからは、身近な人で、話しやすい人がいいと回答があった。また、保護者からは、電話など顔の见えない機関ではなく、直接話せるほうが子どもが相談しやすいと思う。最近では固定電

⁸ 川崎市教育委員会「令和 5 年度市立学校統計調査結果（速報値）」より

話がない家庭も増えているので、より電話相談は利用しづらいと思うとの回答だった。

(6) その他

保護者から、障がいのある子どもは、滑舌が悪い場合もあるし、思っていることを言葉や文章にすることが困難な場合もあり、電話相談やチャット相談は困難であるとの回答があった。保護者としては、二次元バーコードなどであると利用しやすいとの回答もあった。

(7) 子どもの権利委員会による所見

言葉や文章で表現することが苦手な子どもは、安心できる身近な人（家族や学校の先生）に頼らざるを得ない状況があり、自ら相談・救済機関につながることを難しいと感じる。そういった子どもたちには、相談機関が定期的に学校等に出向き、身近な存在として、子どもが話をできる仕組みを検討していく必要がある。

7 保護された子ども

実施期間：令和5（2023）年7月

実施場所：市内一時保護所

実施対象：子ども 2人

調査方法：個人面談で実施。約60分の聴き取り

川崎市は、児童福祉法及び川崎市児童相談所条例に基づき、児童相談所3か所を設置し、うち2か所の児童相談所に一時保護所を設けている。児童相談所は、子どもの安全を迅速に確保すること、子どもの心身の状況や環境等のアセスメントをすることを目的として一時保護を行っているが、子どもの最善の利益を最優先に考慮し、一人ひとりの子どもの状況に応じて、生活面のケア、心理面のケア、健康管理、学習支援、レクリエーション等の支援を行っている。

今まで、子どもの権利委員会が行ってきたヒアリング調査では、実現が難しかった一時保護所の子どもへのヒアリング調査が実施できたことは大きい。

今回のヒアリング調査は、事前に職員に協力してもらい、子どもに趣旨等を説明しヒアリングに協力してもらえる子どもを募ってもらい、個別に聴き取りを行った。2人のみという限定的な調査のため川崎市全体の状況とはいえないが、ヒアリングで得られた意見から子どもの置かれている状況の一端がうかがえた。

（1）子どもの権利条例の認知度

1人は「知らない」との回答で、もう1人は、学校でリーフレットが配られた覚えがあるとの回答だった。

（2）おとなは日頃から子どもの権利を意識して子どもに関わっていると感じるか

学校や習い事では、気持ちに寄り添ってくれたり、相談を聞いてくれる。保護所でも、いろいろな制約の中にあっても子どもたちのやりたいことをかなえようとしてくれるとの回答があった。ただし、親は子どもの権利を意識して子どもに関わっているとは思えない旨の回答があった。

（3）知っている相談機関について

児童相談所、スクールカウンセラー、24時間子供SOS電話相談、インターネット問題相談窓口、いのちの電話、子どもの人権110番、児童虐待防止センター、児童・青少年電話相談、スクールカウンセラー、教育相談室、チャイルドライン、LINE相談について知っているとの回答があった。

（4）今まで困った時に誰か（どこか）に相談したことがあるか

1人目の子どもはチャイルドラインに電話したがつながらず、児童相談所に電話したことがあるという回答だった。もう1人はLINE相談を利用したことがあるとの回答だった。

(5) 相談の内容などについて

ア．家庭の事情について悩みがあった。習い事の先生に教えてもらって、チャイルドラインに電話したが、電話がつながらず、保健室に貼ってあったポスターを見て児童相談所に電話した。話しているうちに思いがあふれて泣いてしまった。学校にも話していいか確認されて、翌日学校の先生から、学校に児童相談所の職員が来て話ができると提案されたので、学校で直接話をした。

イ．親との関係性がうまくいかず、LINE 相談を利用したが「自分のしたことを考えてみて」とのアドバイスで、何でそんな答えだったのかがっかりしたし、利用しても解決しないと呆然とした。親が倒れて救急車を呼んだが、警察も来て十分な説明もなく、保護所に連れてこられた。

(6) 保護所での対応についての自己理解

ア．自分から児童相談所に相談したことを知られなくなかったため、学校に相談した結果こうなったことにしてもらおうなど、思いに寄り添ってもらえた。保護所では規則正しい生活ができるので満足している。ただ、集団部屋で同室になる他の子どもと合わないこともあり、窮屈に感じることもあるが仕方ないと思いつている。今後のことについても、家庭や保護所と話し合って決めていけている。

イ．保護所に来てから、事情があり 1 週間誰ともしゃべれず、気持ちを整理することが難しかった。入所時に、保護所での生活について、今までの自由度の 1 ～ 2 割程度と説明されたので、嫌なことがあっても諦めていた。学校も一時的に休んでいたが、現在は電車を通っている。一定期間学校を休んでいたのも勉強についていけないが、保護所ではフォローしてもらえないので、本を借りて夜勉強したいが、ルールがありできない。今後のことについては、親や保護所と話し合って決める予定。

(7) 子どもの権利委員会による所見

一時保護所で生活する子どもの状況を、子ども自身の口から語ってもらったことで、今後の子どもに関わる機関がどうあるべきなのかを考える重要な示唆をもらった。形式的に子どもの権利条例を知っているか、相談機関を知っているかと問われれば、知ってはいる率は増えているものの、実際に利用してみたら、今回ヒアリングした 2 人とも、最初の相談（チャイルドライン及び LINE 相談）では十分な対応・解決がなされなかった事実は大きい。ファーストコンタクトで諦めてしまうことは多々あることである。相談機関へのこうした事実の周知が必要である。

次に、一時保護所で一時的に暮らす中で、子どもが気軽に相談できるのかも重要である。一時的な場所なのでやむを得ないと子どもに感じさせる状況は避けたいところである。できる範囲で子どもの要望を聞くことや対応に関する十分な説明、現場で改善に向けた議論を十分尽くしてほしい。例えば個室への勉強本の持込等の許可はすぐにでもできるはずである。

一時保護所の利用状況を含めた多くの制約理由があることは理解しているが、子どもの権利条

例を全国に先駆けて制定した本市が現在取り組むべきは、自らの意見を積極的に発言できる子どもの声への対応だけでなく、発言することが困難な子どもたちの声も積極的に拾おうすることであるとする。そして、改善できるかできないかの検討や、実現できない場合の説明といった過程を子どもたちに見せようとする事なのではないだろうか。今回の調査対象の二人からは、やむをえないとあきらめる声や、どうしてこうした統一的ルールが必要なのかについて理解できていない状況がうかがえた。

たとえば、消灯時間が早いと夜に勉強したいができないといった子どもの声に対し、児童相談所の説明によれば、消灯時間後も卓上ライトを借りられるものであり、子どもがそのことを聞かずに諦めていたか、誤解していたとのことであった。しかしながら、そのような諦めや誤解をいかになくしていくかが求められるのであって、子どもへの説明に改善すべき点が見られた。

令和6年度から施行される改正児童福祉法においては意見表明支援事業等が導入され、権利擁護の仕組みは児童相談所においてもますます重要となるからこそ、さらなる取り組みをお願いしたい。

Ⅲ ヒアリング調査結果の分析

諮問事項「子どもの相談及び救済機関の利用促進」を考慮し、ヒアリング調査の結果を以下のよう
に整理した。

今回の調査に協力してくれた子どもや保護者は、①相談をどのように捉えているのか、②相談を
通して生じたこと、感じたこと、③相談に対して望むことの3つの視点で整理し、④でヒアリング
先の特徴に即した相談の課題をまとめた。

1 子どもや保護者は相談をどのように捉えているのか

相談内容・経験についての回答を分類してみると、①相談したい内容が定まっている状況下での、
特定の専門家に対する相談、②困りごとが生じた時、どうすればよいかヒントを求めたり、一緒に
考えてほしいときの相談、③悩み事や気持ちを受け止めてほしい・共感してほしいときの相談に分
けることができる。

表1. 子どもや保護者は相談をどのように捉えているのか

相談の捉え方	ヒアリングにおける語り
1. 相談したい内容が定まっている状況下での、特定の専門家に対する相談	・不登校のことを相談したり、家庭での問題などを、スクールカウンセラーや病院のカウンセラーに相談した（居場所カフェ） ・病気などのことは病院の先生に相談する（ゆうゆう広場） ・子どもの病気については、医師につながる電話相談を利用した（地域子育て支援センター） ・子どもの成長に不安があった時も、定期的に保健師から電話や訪問があり、必要に応じて栄養士も一緒に来てくれて相談ができた。病気については、専門医のいる病院などのアドバイスもしてくれた（地域子育て支援センター） ・チャイルドラインに電話したがつながらず、児童相談所に電話した（一時保護所） ・小学校入学時に総合教育センターに相談した（支援学校）
2. 困りごとが生じた時、どうすればよいかヒントを求めたり、一緒に考えてほしいときの相談	・子育て広場で相談すること多い（外国人の子育てひろば） ・LINE 相談は登録していたことがある・（ゆうゆう広場） ・親に話をしたり、ゆうゆう広場のスタッフ、友達に話を聞いてもらう（ゆうゆう広場） ・スクールカウンセラーといのちの電話については、利用したことがある（子ども会議） ・親や先生、友だちや近所の大人に相談している（子ども会議） ・困ったことがあった時は、家族や学校の先生に相談している（支援学校） ・LINE 相談を利用したことがある（一時保護所）

3. 悩み事や気持ちを受け止めてほしい・共感してほしいときの相談	・友だちには相談というより、話を聴いてもらう感じで、共感してもらえる安心感を求めている（居場所カフェ） ・パートナーや同じルーツの友人に相談する（外国人の子育てひろば） ・出身地が同じ先輩が近くに住んでいて、子育ての先輩でもあるので、よく相談する（地域子育て支援センター） ・パートナーや親、地域子育て支援センターのスタッフ、みまもり支援センターの職員など、身近な人や地域で相談できる場所や人がいる（地域子育て支援センター）
----------------------------------	---

2 相談を通して生じたこと、感じたこと

子どもや保護者は相談しようと思ったり、実際に相談することで、どのような経験をしたのだろうか。ヒアリング調査結果を分類すると、①相談することに障壁があった・相談を思いとどまってしまった、②相談したが失望させられた・あまり役に立たなかった、③思い切って相談したことにより、よい状況につながった、の3点に整理することができた。

表2. 相談を通して生じたこと、感じたことと

相談をめぐる経験	ヒアリングにおける語り
1. 相談することに障壁があった・相談を思いとどまってしまった	・病院に相談したいときも、日本語のみの対応の場合はパートナーなどに頼らなければいけない（外国人の子育てひろば） ・コロナ禍で対面相談が制限されることもあり、相談したいタイミングで相談できないこともあった（居場所カフェ） ・病気やコロナの時に誰に相談したらいいかわからなかった（外国人の子育てひろば） ・スクールカウンセラーは予約が取りにくい。大事なことじゃないと相談しようと思わない。忙しそうで話しかけづらい（子ども会議） ・自由に使える電話がないのでかけられない（子ども会議） ・友だちが悩んでいることで相談したいと思ったことがあるが、勝手には相談できない（子ども会議） ・成長に応じて「自分で解決しなければ」という気持ちも大きくなってくる（子ども会議）

2. 相談したが失望させられた・あまり役に立たなかった	・悩みを相談しても「そういうことを考えなければいい」と言われ、なんの解決にもならないことがあった（居場所カフェ） ・小学校入学時に総合教育センターに相談したが、予約するのに時間がかかるなど面倒な経験をしたため、その後は利用していない（支援学校） ・親との関係がうまくいかず、LINE 相談を利用したが「自分でしたことを考えてみて」とのアドバイスで、何でそんな答えだったのかがっかりしたし、利用しても解決しないと呆然とした（一時保護所） ・親が倒れて救急車を呼んだが、警察も来て十分な説明もなく、保護所につれてこられた（一時保護所）
3. 思い切って相談したことにより、良い状況につながった	・小学生の時の友だちとのトラブルで納得いかない出来事があったが、何度も先生と話し合うことで理解してもらったので、その後も先生に話しやすかった（居場所カフェ） ・家庭の事情について悩みがあった。習い事の先生に教えてもらって、チャイルドラインに電話したが、電話がつながらず、保健室に貼ってあったポスターを見て児童相談所に電話した。話しているうちに思いがあふれて泣いてしまった。学校にも話しているか確認されて、翌日学校の先生から、学校に児童相談所の職員が来て話ができると提案されたので、学校で直接話をした（一時保護所）

3 相談に対して望むこと

子どもや保護者は相談について、どのようなことを望んでいるのだろうか。相談時に望むことに対する語りを分類した結果、以下のように整理することができた。

第一に、相談先の環境・対応や相談方法に関する内容として、①話しやすい人や雰囲気、②気持ちを共有できる人同士、③いろいろな形の話しやすさ（対面、チャットやLINE など）、第二に、相談することへの障壁を減らす・取り除くことであり、その内容として、①気軽に行ける身近な場所にあること、②相談者の特徴に即した対応、③どこに相談するとよいのか、わかりやすくすることである。

表 3. 相談に対して望むこと

大項目	中項目	ヒアリングにおける語り
1. 相談先の環境・対応や相談方法に関すること	1) 話しやすい人や雰囲気	・かしこまった雰囲気のところよりも、子育て広場のような明るい雰囲気のところのほうが話しやすい（外国人の子育てひろば） ・身近な人で、話しやすい人（支援学校） ・電話など顔の见えない機関ではなく、直接話せるほうが子

		どもは相談しやすいと思う（支援学校）
	2) 気持ちを共有できる人同士	・子ども同士のほうが話しやすいこともあるので、子ども同士で話せる場があるといい（子ども会議） ・1対1の相談というより、複数人の同じ子育て家庭などと一緒に、話をしたり聞いたりする場所があるといい（地域子育て支援センター）
	3) いろいろな形の話しやすさ（対面、チャットやLINEなど）	・電話より直接会って話したい（居場所カフェ） ・電話よりチャット形式のほうが話しやすく、LINE はとても便利なので、悩みの解決につながるなら相談したい（ゆうゆう広場） ・自由に使える相談ツールなど、いろいろなバリエーションがあるといい（子ども会議）
2. 相談することへの障壁を減らす・取り除くこと	1) 気軽に行ける身近な場所にあること	・相談したいと思った時に気軽に行ける場所なら行きやすい（居場所カフェ） ・区役所など比較的近くにあって、子育てについてなど気軽に相談できる場所（地域子育て支援センター）
	2) 相談者の特徴に即した対応を	・障害のある子どもは、活舌が悪い場合もあるし、思っていることを言葉や文章にすることが困難な場合もあり、電話相談やチャット相談は困難である（支援学校） ・公共サービスの翻訳サイトは見づらいものが多く、ほしい情報にたどりつけなかったり、正しくない翻訳の場合が多い（外国人の子育てひろば） ・公共サービス窓口や相談機関では外国語対応が不十分なため、相談機関を利用することがない（外国人の子育てひろば） ・小学生は電話する勇気が必要で、電話代がかかることも心配（居場所カフェ）
	3) どこに相談するとよいのか、わかりやすくすること	・相談カードが配られても、自分の悩みに対してどこに電話すればよいのか分かりにくい（居場所カフェ） ・どのようなことを相談していいのか、参考になるような例があると分かりやすい（子ども会議） ・「相談してね」と声掛けやカードに書くよりも、「話を聞いてあげるよ・聞かせてね」のほうが、気軽なイメージで話しやすいように感じる（子ども会議） ・二次元バーコードなどあると利用しやすい（支援学校）

4 ヒアリング先の特徴に即した相談の課題

今回のヒアリング調査は、実態・意識調査（アンケート）のみでは見えづらい課題を把握するために、何らかの困難を抱えていたり、特定の状況の中を生きる子どもや保護者を対象に行われた。そこで、それぞれの調査を担当した子どもの権利委員の意見を抽出することで、子どもや保護者の特徴に応じた対応の必要性を挙げておきたい。

居場所カフェの高校生からは、「日常において気軽に、対等に話ができる居場所づくり」の大切さが示された。子ども会議の子どもからは、「相談すると迷惑をかけてしまう」「相談することの恥ずかしさ」、中高生になるにしたがって「自分で解決しなければ、という思い」とらわれるという回答から、相談できることは子どもの権利であること、相談するとどうなるか見通しも伝えていく必要性が示された。

ゆうゆう広場に通う子どもからは、おとなが一方的に伝えるのではなく、本人の納得や理解を大切にすることが示された。支援学校の子どもや保護者からは、障がいへの理解や配慮に基づく、身近な人による寄り添い型の相談の必要性が示された。

一時保護所の子どもからは、最初の相談（ファーストコンタクト）における丁寧な対応の必要性（なぜなら、最初の対応が、その後の相談に信頼を抱くか、諦めるかを左右させるから）と、子どもの声を積極的に拾う姿勢、相談することでどのような改善につながるのか見せていく必要性が示された。

子育て中の外国人の保護者からは、より身近な場所に情報交換できる場、翻訳を通して子育て情報を届ける必要性が示された。未就学の子どもを育てる親からは、同じ境遇の人同士で、気軽に話せる場の有効性が語られた。

なお、どのような相談にも、いくつかの課題や視点が重なり合うことが多かれ少なかれ含まれているという点にも注意を払う必要がある。一方で、共通することとして、子どもや保護者がいま直面している課題、悩みや困りごと、不安な気持ち等に対して、“人との良いつながりがほしいという思いと行動”を認めることができる。

IV アンケート調査結果の分析

諮問事項「子どもの相談及び救済機関の利用促進」を考慮し、アンケート調査の結果から以下の3つの質問回答から整理した。

①困ったり悩んだりしたとき、誰かに相談したいと思うか (Q16)、②困ったり悩んだりしたとき、相談・救済機関に相談したいと思うか (Q19)、③どのようなところなら、相談したいと思うか (Q21)の質問回答である。

その際に、『第8回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書』において、子どもたちの自由記述をすべて掲載したため、以上の3つの質問回答について、自由記述を整理し分析を行った。なお、調査報告書では、自由記述の内容について、小学生・中学生・高校生の世代ごとに整理しているため、相談・救済機関の利用をめぐる課題を自由記述内容を理由別に項目を分類することを試みた。自由記述についての表記は原文のままとし、類似意見については、(他〇名)としてまとめている。

1 困ったり悩んだりしたとき、誰かに相談したいと思うか (Q16)

(1) 困ったり悩んだりしたとき、誰かに相談したいと思うか

表1は「困ったり悩んだりしたとき、誰かに相談したいと思うか」という調査結果について、第7回と第8回を比較したものである。小学生世代と中学生世代で、「したいけどできない」と回答した割合が増加している。

表1. 困ったり悩んだりしたとき、誰かに相談したいと思うか

	項目	2022年6・7月(第8期)	2020年9月(第7期)
全体	したいと思う	76.7%	78.3%
	したいけどできない	11.6%	8.6%
	したいと思わない	11.0%	12.4%
	無回答	0.8%	0.7%
小学生世代	したいと思う	80.6%	80.4%
	したいけどできない	12.9%	8.2%
	したいと思わない	5.5%	10.7%
	無回答	1.0%	0.7%
中学生世代	したいと思う	70.8%	76.3%
	したいけどできない	13.1%	8.3%
	したいと思わない	15.5%	14.5%
	無回答	0.6%	0.9%
高校生世代	したいと思う	78.1%	77.8%
	したいけどできない	7.0%	10.0%
	したいと思わない	14.0%	12.2%
	無回答	0.9%	0.0%

(2)「したいけどできない」と回答した理由（自由記述の分析）

困ったり悩んだりしていて、誰かに相談したいにもかかわらず、どうして相談できないのだろうか。「したいけどできない」理由の自由記述を理由ごとに分類した結果、表2に示したように、「相手の反応等もわからないため怖い・難しい」「誰に相談すればよいかわからない、する人がいない」「話し方や相談の仕方がわからない」「解決するかわからない」「相手に迷惑をかけてしまう」「時間がない」等の理由があることを確認できた。

表2. 困ったり悩んだりしたとき、誰かに相談したいけど「できない」と回答した理由

項目（理由）	自由記述内容
相手の反応等もわからないため怖い・難しい	・ 怖いから。(11 歳) ・ きんちょうする(10 歳) ・ 恥ずかしかったり自分で解決したいとき(12 歳)他1名 ・ 普段からあまり人に大切なことを話さないから(12 歳) ・ むずかしい(11 歳) ・ 勇気が必要だから(15 歳) ・ 怖い、甘えられない、後悔したくない(14 歳) ・ 誰かにばらされるのが怖いから(14 歳) ・ 分からない所がある(16 歳)
誰に相談すればよいかわからない、する人がいない	・ 誰に相談したらよく聞いてくれるのか分からないから(11 歳) ・ 相談しても本当にそれであっているかわからない(10 歳) ・ する人がいないから。(13 歳) ・ そこまでの仲の人はいないから(13 歳) ・ どうすればいいのか(13 歳) ・ 家族や先生などには言いにくいことだから(17 歳)
話し方や相談の仕方がわからない	・ どう言えばいいかわからない(11 歳) ・ 中々自分から人に話す事ができない(15 歳)他2名 ・ しようとしても上手に説明できないから(13 歳)他3名 ・ 自分の意見を話すのが苦手だから(16 歳)
解決するかわからない	・ 自分で悩んでいることを人に聞かれたくないから(12 歳) ・ なにもしてくれないから(11 歳) ・ すっきりしないから(11 歳) ・ 不安と嫌なことがありすぎる(12 歳) ・ すぐに相談できる訳じゃなくて何となく隠してしまうから。最終的には話すことが多い。(17 歳)
相手に迷惑をかけてしまう	・ したいけどちっちゃいことでめいわくをかけるかも(11 歳) ・ 相手を困らせてしまうから(12 歳) ・ 友達などの相談相手にめいわくな気がするから(13 歳) ・ 迷惑じゃないかと不安になるから(15 歳)

	・相談した相手に負担をかけてしまうと思うから(15 歳) ・自分なんか頼っちゃいけないと思ってしまう(17 歳)
時間がない	・そのタイミングがないから。(12 歳) ・一人の時間がほとんどないから。(11 歳)
その他	・内容によります。(10 歳) ・兄弟が多い為(15 歳) ・めんどくさいから。(14 歳)

(3)「相談したいと思わない」と回答した理由(自由記述の分析)

次に、困ったり悩んだりしたときに、誰かに「相談したいと思わない」理由について、自由記述を項目を分類した結果、表3に示したように、「自分で(一人で)何とかする」「相談しても、解決する気がしない」「相手を心配させたくない」「適切な相談先がない、面倒だから」「特に必要としていない」等の理由があることが確認できた。

表3. 困ったり悩んだりしたとき、誰かに「相談したいと思わない」と回答した理由

項目(理由)	自由記述内容
自分で(一人で)何とかする	・自分の中の方が気が楽だから。(12 歳) ・言ったら負けな気がする(11 歳) ・自分の中で割りきって考えるようにしている。(15 歳) ・自分の中に存在する別の環境で解消している(14 歳) ・一人で解決したいから(13 歳) ・相談するのが嫌だから。(14 歳) ・自分で解決する能力も大切だと思うから(17 歳) ・大抵のことは自分で解決できるから。(17 歳)他3名
相談しても、解決する気がしない	・しても解決しないと思うから(14 歳)他2名 ・話を上手く出来る人が少ない。理解をされない。普通に話しててこっちが不快になる。自分も何話していいか特にわかんないんですよね、悩む事とか考えることが多すぎて。(13 歳) ・メリットにつながるとは限らないから(13 歳) ・しても意味が無い(16 歳)他1名
相手を心配させたくない	・相手が悲しむかもしれないから。(11 歳) ・そのだれかにめいわくをかける。(12 歳) ・他人に心配をさせたくないから(15 歳)
適切な相談先がない、面倒だから	・めんどろ(11 歳) ・相談できる大人がいないから(15 歳) ・人に話して周りにばれたらいやだから(14 歳)

特に必要としていない	・ する内容がない、こまってる(12 歳) ・ なんとなく(12 歳) ・ 必要がないから(14 歳) ・ めんどくさいから(14 歳) ・ そもそもそこまで大事な悩みがないから(16 歳)他 2 名 ・ めんどくさい(16 歳)
------------	--

2 困ったり悩んだりしたとき、相談・救済機関に相談したいと思うか (Q19)

(1) 困ったり悩んだりしたとき、相談・救済機関に相談したいと思うか

表 4 は「困ったり悩んだりしたとき、相談・救済機関に相談したいと思うか」という調査結果について、第 7 期と第 8 期を比較したものである。このうち第 8 期の結果に着目すると、「相談したいと思う」と回答した割合が、世代が上がるにつれて低下している〔小学生世代 (42.3%)、中学生世代 (35.1%)、高校生世代 (23.7%)〕。その一方で、中学生世代と高校生世代では、「したいと思わない」と回答した割合が 65%を超えていることが分かった。

表 4. 困ったり悩んだりしたとき、相談・救済機関に相談したいと思うか

	項目	2022 年 6・7 月 (第 8 期)	2020 年 9 月 (第 7 期)
全体	したいと思う	35.3%	35.3%
	したいけどできない	8.5%	7.5%
	したいと思わない	54.8%	56.0%
	無回答	1.4%	1.2%
小学生世代	したいと思う	42.3%	42.1%
	したいけどできない	11.4%	8.2%
	したいと思わない	44.3%	47.9%
	無回答	2.0%	1.8%
中学生世代	したいと思う	35.1%	28.9%
	したいけどできない	5.4%	7.9%
	したいと思わない	65.8%	62.3%
	無回答	2.6%	0.9%
高校生世代	したいと思う	23.7%	30.0%
	したいけどできない	7.9%	2.2%
	したいと思わない	65.8%	67.8%
	無回答	2.6%	0.0%

(2)「相談したいけどできない」と回答した理由（自由記述の分析）

困ったり悩んだりしていて、相談・救済機関に相談したいにもかかわらず、どうしても相談できないのだろうか。「したいけどできない」の自由記述を理由ごとに分類した結果、表5に示したように、「知らない人、初対面だから、身近な人のほうがいいから」「相談していることを親などに知られたくない」「あまり役に立たないから」「迷惑をかけたくない」「相談の仕方がよくわからない、相談機関に相談するほどの内容ではない、面倒な感じがする」「電話する場所や手段、時間がない」等の理由があることが確認できた。

表5. 困ったり悩んだりしたとき、相談・救済機関に相談したいけど「できない」と回答した理由

項目（理由）	自由記述内容
知らない人、初対面だから、身近な人のほうがいいから	・知らない人だと相談しにくいし、そもそもどうするかわからない(12 歳) ・そのような他人よりも、身近な人にそうだんしたいから。(母や父、友達などに) (11 歳)他 5 名 ・勇気が必要だから(15 歳) ・自分のことをよく知らない人にあまり相談ができない。(15 歳)他 1 名 ・親や友達のほうが慣れがあって話しやすいから。逆に初対面の人とは話しづらいかもしいないと思ったから。(13 歳)他 4 名 ・初対面では私のことを全く知らない状態からの相談となるので、どんな性分かをさぐられたり詳しく話をしなくてはいけなくなったりと面倒なことが多い。(14 歳) ・したことがないから(14 歳) ・困ることがそうそうない、他人に悩みを聞いてもらいたいとは思わない(16 歳) ・あまり身近な存在に感じない。(17 歳) ・電話などで聞いてもらうのはハードルが高いから(17 歳) ・辛い時、本当に大事な人に相談するのも勇気がいるのに、自分の事情を何も知らない人に相談する気にはなれない。(17 歳)他 4 名 ・親、兄弟、友人、先生など相談出来る人がいるから(17 歳)他 6 名
相談していることを親などに知られたくない	・知られるとはずかしいから(11 歳) ・母が駄目と言っているから。(11 歳) ・電話のりれきを親に見られたらやだ(11 歳) ・親に「だめ」って言われそうだから(11 歳) ・恥ずかしいから(13 歳)
あまり役に立たないから	・一度相談したことがあったが、役に立たなかつたから。(12 歳) ・実際に行動しなければ環境は変わらないから。影響力のある人や上の立場の人に訴えなければ変わらない。また、私事は人に相談したところ

	で変わらないと思っているから。(15 歳) ・するメリットが分からない(16 歳)
迷惑をかけたくない	・大事になりたくない。(10 歳) ・迷惑かなと言うのと、相談するところでもないかなと思うからです。(13 歳)他 1 名
相談の仕方がよくわからない、相談機関に相談するほどの内容ではない、面倒な感じがする	・なんていったらいいかわからない(10 歳) ・めんどくさいからです。(12 歳) ・手間がかかるから(14 歳) ・何が辛いのか明確じゃないから(17 歳) ・自分の悩みがそこまで相談するほどでもない(12 歳)他 1 名 ・そういう機関に相談するほどの悩みが無いから(16 歳)
電話する場所や手段、時間がない	・電話をできない!!行く勇気がない(11 歳) ・携帯電話のような通信機械は持ってないし、行くとしても場所がわからない。(12 歳) ・緊張してしまう 1 人になれる時間がないので、電話できない(12 歳) ・時間があまりない(12 歳) ・電話する場所がないし、LINE もやっていないから(15 歳) ・具体的にどこにあるか分からないから(15 歳) ・電話かけるのに抵抗がある LINE とかならできなくもない(17 歳)
その他	・いつもそのような手段を使わないから。(12 歳) ・困ってない(15 歳) ・自分で考えた方が納得出来て早い(13 歳)他 2 名 ・もうすぐ成人するので、法律上子どもじゃなくなるから(17 歳)

(3)「相談したいと思わない」と回答した理由（自由記述の分析）

次に、困ったり悩んだりしたときに、相談・救済機関に「相談したいと思わない」理由について、自由記述を分類した結果、表 6 に示したように、「相談・救済機関に相談するほどの内容ではないと思う。身近ではない」「自分のことを知らない人には相談しづらい・したくない」「理解してもらえないかわからない、解決するのかわからない」「自分が信頼している人や身近な人に相談する」「自分で解決できる・自分で何とかする」「迷惑をかけてしまう、面倒な感じがする」等の理由があることを確認できた。

表 6. 困ったり悩んだりしたとき、相談・救済機関に「相談したいと思わない」(Q19) と回答した理由

項目（理由）	自由記述内容
相談・救済機関に相談するほどの内容ではないと思う。 身近ではない	・おおごとなことじゃないから(11 歳) ・まだ相談するような悩みではないから(13 歳)他 6 名 ・そこまでひどいことをされたことはないし、家族や先生、友達に相談すればすぐに解決出来ることがほとんどだったのでしたいと思ったことはないです。(14 歳)他 7 名 ・話す内容がわからない(14 歳) ・(相談)したい事があんまりないから(16 歳)他 1 名 ・深刻な悩みだと思わないから(16 歳)他 1 名 ・今のところは親との話で解決できている。もしかすると使うかもしれない。(17 歳)他 1 名 ・そのような状況になったことがないから分からないのと、なったとして 1 番話しやすいのは友達かなと思うから。(16 歳)他 3 名 ・相談、救済機関に相談する程、重い相談内容なのだろうかと考えてしまうから。(16 歳) ・近寄りがたい雰囲気があるから(16 歳)他 1 名 ・行ったことがないからです(16 歳)
自分のことを知らない人には相談しづらい・したくない	・あんまりしらない人にそうだんしたくない(11 歳)他 12 名 ・自分のことをあまり知らないから(12 歳) ・自分の個人情報を行行政に渡すことになるから。(11 歳) ・大人とはなしたくない(11 歳) ・話した事について、カウンセラーさんが内心どんな事を思っているかが分からず怖いから(12 歳) ・でんわする勇気がない(11 歳)他 1 名 ・相手が大人の場合!!話しづらい(12 歳) ・機関に相談しなくても友達に相談すれば解決するからわざわざよくわからない人に相談したいと思わない(15 歳)他 6 名 ・知らない人に相談するより、知ってる人にする方が安心できるから(14 歳)他 8 名 ・専門の機関でも知らない人だから相談しづらい(14 歳)他 12 名 ・1 人 1 人の子どもを知っていると思わないから(14 歳)他 1 名 ・なんか気まずい(14 歳) ・結局話せないと思う(13 歳) ・恥ずかしいから(14 歳) ・素性のしれない人に自分のことを話したくない。(16 歳)他 6 名 ・恥ずかしいから(16 歳)

理解してもらえないかわからない、解決するかわからない	・ちゃんと対応してくれないと思う。(12 歳) ・友達が相だんしてもはげまして終わりだと言っていたから(11 歳) ・実質的な解決には繋がらないと思ってるから。(15 歳)他 6 名 ・自分のためになると思わない。(15 歳) ・すぐに理解してもらえとは思わない。(16 歳) ・周囲で解決できないほど深刻な問題(16 歳) ・解決までに時間がかかるイメージがあるため。また対人関係などは常に変化するため。(16 歳) ・あまり信用していないから(17 歳)他 2 名 ・話したところでどうにかなると思っていない(16 歳)他 6 ・ほぼ電話中で、うけつけしてもらえないらしいので。きゅうりょうあげるべきです。(17 歳)
自分が信頼している人や身近な人に相談する	・親や友人が聞いてくれるだけで十分だから(12 歳)他 17 名 ・友達でいいから(12 歳)他 6 名 ・自分の信頼している人に相談したい(11 歳)他 7 名 ・相談するとしたら近くににいる人に相談したい、知らない人に相談するのが嫌(17 歳)他 10 名
自分で解決できる・自分で何とかする	・自分で解決できると思うから(12 歳)他 1 名 ・自分で解決したりしたいから(13 歳)他 2 名 ・困ったり悩んだりした時、随時に解決できるため(14 歳) ・大体解決できるから(14 歳) ・自分の些末な悩みで相談に消費して真に相談をするべき人の窓口を奪いたくないから(15 歳) ・大抵のことは自分で解決できるから。(17 歳)
迷惑をかけてしまう、面倒なかんじがする	・めんどくさい(11 歳) ・めんどくさい・時間がない・電話は少し怖い(15 歳)他 4 名 ・めんどくさいから(14 歳)他 2 名 ・迷惑をかけそうだから(15 歳) ・行くのが面倒。周りの人で十分かと思ったから(16 歳)
その他	・特に困ったことはない(11 歳)他 4 名 ・電話する暇がない(17 歳)

3 どのようなところなら、相談したいと思うか（Q21）（自由記述の分析）

子どもたちはどのようなところであれば、相談したいと思っているのだろうか。自由記述を分類した結果、「親切で、安心できる、信頼できる」「自分のことを認めてくれて、否定されないところ」「自分と同じ立場の人が話を聞いてくれる」「身近で、いつでも対応してくれる」「自分のことをよく知っている人（知らない人には相談しない）」「問題の解決につながる」「秘密を守ってくれる、人目が気にならない」「匿名で相談できる、インターネットや電話で相談できる」「1 対 1 で相談できる、顔が見える」等を望んでいることが確認できた。

表 7. 子どもたちは、どのようなところなら、相談したいと思っているのか

項目（望むこと）	自由記述内容
親切で、安心できる、信頼できる	・自分の話が安心して言えてちゃんと聞いてくれるところ。(10 歳)他 16 名 ・家から近くで信頼できる大人がいる場所(11 歳)他 3 名 ・安心できるところ(11 歳)他 4 名 ・親切に対応してくれるところ(11 歳)他 8 名 ・子供のしせんになって考えてくれる人。(11 歳)他 2 名 ・自由に自分の悩みや相談したいことが言えるようなところです。(12 歳)他 10 名 ・心が落ちつくところ(家や学校のだれもいないところ)(13 歳)他 2 名 ・優しく暖かく接してくれるところ。親身にきいてくれるところ。(13 歳)他 4 名 ・認めてくれて、受けいれてくれるところ(14 歳)他 2 名 ・信頼があるところ(15 歳)他 4 名 ・相談したら心がおちつくところ(15 歳)他 2 名 ・初対面の人が話をきいてくれるところ(15 歳) ・自分から何を話せばいいかわからなくても、ゆっくり質問したりしてくれるところ(17 歳)他 5 名 ・小さい悩みでもいいところ(17 歳) ・安全そうなところ(17 歳)他 2 名 ・どんな相談でも親身に聞いてくれて、全肯定してくれるところ(17 歳)他 6 名 ・ちゃんと理解してくれる(17 歳)他 1 名
自分のことを認めてくれて、否定されないところ	・自分の意見を認めて、理解してくれて、共感してくれたりちゃんと会話になって、否定ばかりでは無いところ。(13 歳)他 12 名 ・否定しない、匿名、親身(15 歳) ・自分のことを否定しないところ(16 歳)他 1 名 ・自分がよく知っている身近なところ。また、よく名を聞く有名で評判のよいところ。(16 歳)他 1 名

自分と同じ立場の人が話を聞いてくれる	・私と同じ悩みをもって、心を聞けそうな人に相談したい(12 歳) ・同じくらいの年代の子が相談にのってくれるところ(13 歳)他 1 名 ・同じような境遇の同じくらいの歳の子(14 歳) ・年齢がより近い人とのお話年が離れていると話しづらいこともあるのではないかと思う(16 歳)
身近で、いつでも対応してくれる	・24 時間やっていてなんでもそうだんできるところ(10 歳) ・各地域に相談所があって、そこに自由に出入りできる、入りやすいところ(14 歳)他 5 名 ・いつでも行ける近所にあるところ、秘密で行けるところ(14 歳)他 1 名 ・24 時間いつでもできるから。(14 歳)他 1 名 ・ボランティアにお金をあげて人数を増やし、電話したいときにすぐに電話に出てくれるところ→あとはゆうどう的にカウンセラー?病院などのしょうたいについて話さず、とにかく状況をきいて理解してあげて下さい(17 歳)
自分のことをよく知っている人(知らない人には相談しない)	・親や友だち、頼れる人がいるから相談所ではなくても大丈夫だと思う(11 歳)他 23 名 ・私のことをよく理解してくれる(12 歳) ・知っている人、仲の良い人(13 歳)他 18 名 ・どんなことでも、私をよく知らない大人なんかには話すことはありません。私が傷ついてしまいます…(13 歳) ・基本的に外部機関などには相談しない(14 歳)他 1 名 ・身内や親友に直接相談したい(16 歳)他 6 名 ・どんなところでも知らない人には相談しないと思います。(16 歳)他 1 名 ・弁護士と話したい奴なんかいるわけないでしょかたくるしいです(16 歳) ・自分が信頼をおける人がいるところ。(16 歳)他 2 名
問題の解決につながる	・相談したことに対して、秘密をもらしたり行動を起こしたりしないところ。(12 歳)他 9 名 ・よく話を聞いてくれて、具体的なアドバイスをしてくれる所(12 歳)他 3 名 ・自分を受け入れてくれるところ悩みの解決方法を考えてくれるところ(13 歳)他 3 名 ・話をきくだけじゃなくて、具体的な解決案を教えてくれる所(17 歳)他 7 名
秘密を守ってくれる、人目が気にならない	・学校などの中で人目を気にせず話せる場所(11 歳) ・SNS 上でお互いの顔や個人情報が分からないところ。(14 歳)他 1 名 ・自分が発言した内容が守られるところ。自分が話したことが周りに知ら

	れないこと。(15 歳)他 10 名 ・情報がもれない(17 歳)他 5 名
匿名で相談できる、インターネットや電話で相談できるなど	・気軽に声も顔もわからない状態で相談できる所(12 歳) ・LINE などのメッセージでのやりとりができるところ(12 歳)他 3 名 ・電話でも相談できるところ(11 歳)他 1 名 ・私は他人と話すのが苦手なので、手紙で送る相談所。(11 歳) ・言葉で話すのではなく、LINE やメールなどで相談できるところ(13 歳)他 5 名 ・電話で気軽に相談できるところ(13 歳) ・自分が親に相談できなくて匿名で相談できるような問題があったら相談したい。(17 歳)他 2 名 ・声ではなくて文字上でやりとりができる機関。(顔を合わせずに)(16 歳)他 2 名 ・私は悩みとかはなくあまりそう言うのを考えたことがないけど、そういう相談をしたいと思うのは身近に相談できる人がいないと考えられます。なので、個人的にはインターネットなどを利用した方がいいと思います。ただ、誰もがネットを使える環境にいる訳では無いとも思う。(17 歳) ・電話やラインでもできると知ったから(16 歳) ・電話で相談できるところ、相談内容が誰にも話されず守られるところ(16 歳)他 1 名
1 対 1 で相談できる、顔が見える	・1 年に一回ワツマンで学校にせんもんの人にきてほしい!!(11 歳) ・気軽に相談できる。1 対 1 で話す(複数は好みません)(12 歳)他 2 名 ・面と人と人で話せる所(12 歳)他 1 名 ・顔の直接見える人(14 歳) ・対面。例えば学校にカウンセラーがいるなど(16 歳)他 1 名
その他の具体的な場所等	・市直営の所(12 歳) ・民営の団体(11 歳) ・学校(10 歳) ・スクールカウンセラー(14 歳)他 2 名 ・地域見守り支援センター(15 歳) ・学校に定期的に来るとか効果的だと思いますけど。(14 歳) ・学校にあるような相談室。(14 歳) ・もう一人の自分?(15 歳) ・スクールカウンセラーや学校の先生とか(17 歳)他 1 名 ・学校、習いごと先(16 歳) ・療育センター(17 歳) ・大人と楽しく生活できる場所(16 歳) ・AI(17 歳)

[資料]

- ・川崎市（2023 年 3 月）『第 8 回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書』川崎市こども未来局青少年支援室
- ・川崎市（2021 年 8 月）『第 7 回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書』川崎市こども未来局青少年支援室

だい き かわさき し こ けんりいいかい いいんめいぼ
第8期川崎市子どもの権利委員会 委員名簿

けいしょうりやく ごじゅうおんじゅん
(敬称略、五十音順)

氏 名	分 野	備 考
あん う ん ぎ ょ ん 安 ウンギョン	へいせいこくさいだいがく せんになんこうし 平成国際大学 専任講師	
いがらし つとむ 五十嵐 努	しみんいいん 市民委員	
かとう えつ お 加藤 悦雄	おおつまじょしだいがく きょうじゅ 大妻女子大学 教授	ふくいんちょう 副委員長 ちょうさぶかいちょう 調査部会長
かねこ あかね 金子 あかね	こそだ しえんかつどう ね っ と だいひょう 子育て支援活動 (びーんずネット代表)	
しもくら ひろふみ 霜倉 博文	はくさんあいじえんしせつちよう 白山愛児園施設 長	
しょう こうめい 蔣 香梅	かわさきこくさいこうりゅうきょうかい そうだんいん 川崎市国際交流協会 相談員	
すずき ひでひろ 鈴木 秀洋	にほんだいがく きょうじゅ 日本大学 教授	いいんちょう 委員長 こうどうけいかくぶかいちょう 行動計画部会長
たかいし あきと 高石 啓人	にほんだいがく じょきょう 日本大学 助教	
でぐち さ ゆ り 出口 早百合	しみんいいん 市民委員	
はた とみお 畑 福生	べんごし かながわけんべんごしかい 弁護士 (神奈川県弁護士会)	

れいわ ねん がついつちげんざい
令和6 (2024) 年4月1日現在

にんき れいわ ねん がついつち れいわ ねん がつ にち
任期：令和4 (2022) 年10月1日～令和7 (2025) 年9月30日



11月20日はかわさき子どもの権利の日

第8期川崎市子どもの権利委員会

ヒアリング調査

報 告 書

令和6（2024）年5月

調査実施 第8期川崎市子どもの権利委員会

編集 川崎市こども未来局青少年支援室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2344 FAX 044-200-3931